

# 群馬県被災農業者向け復旧支援事業費補助金交付要綱

制 定 平成27年10月7日 農第30193-2号

## 第1 趣 旨

農業事務所長（以下「所長」という。）は、群馬県被災農業者向け復旧支援事業実施要領（平成27年10月7日付け農第30193-1号、以下「要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## 第2 交付の対象及び補助率

第1に規定する交付対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

## 第3 申請手続

市町村長は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号の補助金交付申請書1部を所長に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の申請書を提出するに当たって、各助成対象者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない助成対象者に係る部分については、この限りでない。

## 第4 交付申請書の提出期限

規則第4条に規定する申請書の提出期限は、所長が別に定める日までとする。

## 第5 交付決定の通知

所長は、第3の1の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、市町村長に補助金交付決定の通知を行うものとする。

- 2 所長が交付の決定をするときは、規則第5条に定められた事項のほか次の各号に掲げる条件を付するものとする。
  - (1) 補助事業の遂行において群馬県被災農業者向け復旧支援事業実施基準（以下「実施基準」という。）のIの「採択基準・実施基準・定義等」の欄（以下「採択基準等の欄」という。）2の各号に掲げる者（以下「暴力団等」という。）から不当な要求行為を受けたときは、市町村長は所長に報告し、警察に通報すること。
  - (2) その他、所長が必要と認める条件
- 3 市町村長は、実施要領第2の（1）に定める助成対象者に対し、交付の目的に従って相当の反対給付を受けないでなす補助金を交付するものとする。
- 4 前項の補助金は、暴力団等に交付しないものとする。

- 5 助成対象者が暴力団等であることを知ったときは、市町村長は補助金の交付を取り消すものとする。
- 6 助成対象者が暴力団員等から不当な要求行為を受けたことを知ったときは、市町村長は所長に報告し、警察に通報するものとする。

#### 第6 事業の着工

事業の着工は、規則第5条に規定する交付決定に基づき行うものとする。  
ただし、実施要領第4の1の規定に基づき着工する場合は、この限りではない。

#### 第7 計画変更、中止又は廃止の承認

市町村長は、規則第9条第1項の規定に基づき所長の承認を受けようとする場合（第8に定める軽微な変更を除く。）は、別記様式第2号の計画変更承認申請書1部を所長に提出しなければならない。

#### 第8 軽微な変更

規則第9条第1項第1号の所長があらかじめ認める軽微な変更は、申請書の記載事項につき別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする

#### 第9 概算払

市町村長は、規則第7条第2項の規定による補助金の概算払いを受けようとするときは、別記様式第3号の概算払請求書1部を所長に提出するものとする。

#### 第10 指示申請

市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、規則第9条第2項の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した別記様式第4号の指示申請書を所長に提出し、その指示を受けなければならない。

#### 第11 状況報告

規則第10条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在について別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、同年度の1月20日までに所長に提出しなければならない。

ただし、第9による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

#### 第12 実績報告

市町村長は、補助事業を完了したときは、規則第11条の規定に基づき、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、別記様式第6号による実績報告書を所長にしなければならない。

ただし、所長が別に指定したときは、指定された日までとする。

- 2 第3の2のただし書により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3の2のただし書により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らか

でないまま交付の申請をした市町村長は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各助成対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに所長に報告するとともに、所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、市町村長は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定（規則第7条第1項による確定をいう。）の日の翌年4月30日までに、同様式により所長に報告しなければならない。

### 第13 財産の管理等

市町村長は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るよう助成対象者を指導しなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

### 第14 財産の処分の制限

規則第21条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「処分制限期間」という。）とする。

- 2 市町村長は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。
- 3 第12の2の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

### 第15 補助金の経理

市町村長は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

- 2 市町村長は、前項の収入及び支出について、規則第20条に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。
- 3 市町村長は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

### 第16 補助金交付の際付すべき条件

市町村長は助成対象者に補助金を交付するときは、本要綱第6から第15までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

### 第17 その他

規則及びこの要綱に定めることのほか、補助事業等の遂行に関し、必要な事項は、所長が指示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月7日から施行する。  
ただし、平成27年6月15日以降かつ実施計画の承認前に実施している取組についても、適用できるものとする。

(別 表)

事業名	交付対象経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分	事業の内容
被災農業者向け 復旧支援事業	市町村が要領第2 に定めた事業に要 する経費	当該事業に要する 経費の15/100以内 ただし、市町村が 県と同額以上を助 成する場合に補助 する。	1 県費補助金の増 2 県費補助金の30 %を超える減少	1 補助事業の中止 又は廃止



別記様式第1号(第3関係)

平成 年度群馬県被災農業者向け復旧支援事業費補助金交付申請書

文書番号  
平成 年 月 日

〇〇農業事務所長 様

市 町 村 長 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、群馬県補助金等に関する規則第4条及び群馬県被災農業者向け復旧支援事業費補助金交付要綱第3の規定に基づき、金〇〇〇円の交付を申請する。

記

(様式)

1 事業の目的

2 事業の内容

別添のとおり

※実施要領別紙様式1号別添1及び別添2に準じて作成するものとする。

3 経費の配分

(単位：円)

区 分	補助事業に要する 経費（又は補助事 業に要した経費） (A+B)	負 担 区 分			備 考
		県費 (A)	市町村費 (B)	その他	
合計					

※ 区分の欄は、事業名または必要に応じて積算内訳を記載する。

4 事業完了（予定）年月日            年    月    日



5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (前年度精算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金 市町村費 その他					
合計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (前年度精算額)	比較増減		備 考
			増	減	
					※ 年 月 日
合計					

※ 区分の欄は、事業名または必要に応じて積算内訳を記載する。

※ 実績報告の際、備考欄に補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

6 添付資料

- ・市町村の補助金等の交付に関する規程等
- ・実施設計書又は概算設計書（実績報告時は、出来高設計書及び以下の資料）
  - 財産管理台帳の写し
  - 事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し
- ・助成対象者の定款・規約及び構成員名簿等
- ・交付申請時に、助成対象者からの消費税等仕入控除税額についての届出書を添付すること。

# 消費税等仕入控除税額についての届出書

番 号  
年 月 日

〇〇農業事務所長 様

住 所  
名 称  
代表者等名 印

下記の期間については、消費税法に規定する課税事業者該当し（又は、する見込みであり）、消費税等仕入に係る税額については控除対象となりますので、補助金等の消費税等仕入控除税額については〇〇〇円で申請いたします。

## 記

1 対象期間：自 年 4月 1日  
至 年 3月 31日

2 特定収入割合計算式

（注1）当届出書の内容が該当する事業とは、以下の場合が考えられます。

- ・課税期間に係る基準期間における課税売上高が1千万円を超える法人が事業を実施する場合
- ・資本または出資の金額が1千万円以上の新設法人（社会福祉事業法第22条に規定する社会福祉法人を除く）が事業を実施する場合
- ・地方公共団体が特別会計を設けて事業を実施し課税期間に係る基準期間における課税売上高が1千万円を超える場合で、特定収入割合が5%以内となる場合
- ・課税事業者を選択する場合等

（注2）助成対象者等が任意組合の場合には、別紙参考様式を添付する。

## 構 成 員 名 簿

助成対象者名			
所 在 地			
職 名	氏 名	住 所	課 税 区 分

(注) 助成対象者等が任意組合の場合は作成する。

課税区分欄には、構成員の消費税の課税の区分により「課税」「簡易課税」「免税」のいずれかを記入する。

別記様式第2号(第7関係)

平成 年度群馬県被災農業者向け復旧支援事業費補助金変更承認申請書  
[平成 年度群馬県被災農業者向け復旧支援事業費補助金変更及び追加交付申請書]  
[平成 年度群馬県被災農業者向け復旧支援事業費補助金中止[廃止]変更承認申請書]

文 書 番 号  
平成 年 月 日

〇〇農業事務所長 様

市 町 村 長 印

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり変更 [中止、廃止] したいので、群馬県補助金等に関する規則第9条第1項及び群馬県被災農業者向け復旧支援事業費補助金交付要綱第7の規定に基づき申請 [補助金〇〇〇〇円を追加交付されたく申請] する。

記

- 1 変更 [中止、廃止] の理由
- 2 変更計画の内容  
(別記様式第1号の記に準じて作成すること。)

- (注) 1 変更事項についてのみ作成し、変更にかかる部分について、変更前を括弧書で上段に記載すること。  
2 添付書類については、補助金交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。  
3 該当がない場合は、[ ] の部分を除くこと。

別記様式第3号(第9関係)

平成 年度群馬県被災農業者向け復旧支援事業費補助金概算払請求書

文書番号  
平成 年 月 日

〇〇農業事務所長 様

市 町 村 長 印

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金等の交付決定通知のあった事業について、群馬県補助金等に関する規則第7条第2項及び群馬県被災農業者向け復旧支援事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき、下記により金 円を概算払いによって交付されたく請求する。

記

1 概算払いを必要とする理由

2 請求内容等

平成 年 月 日現在

区分	対 象 事業費	補助金 交付 決定額	既受領額		今回請求額		残 額		事業完 了予定 年月日	備考
			金額 円	〇月〇日 迄出来高 %	金額 円	〇月〇日 迄予定出 来高 %	金額 円	3月31日 迄予定出 来高 %		
	円	円	円	%	円	%	円	%		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式1号の記の「2経費の配分」の区分欄に記載された内容について記載する。

2 交付決定が変更された場合には、備考欄にそのすべてを記入すること。

別記様式第4号(第10関係)

平成 年度群馬県被災農業者向け復旧支援事業指示申請書

文書番号  
平成 年 月 日

〇〇農業事務所長 様

市 町 村 長 印

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定のあった事業について、別紙理由書により、予定期間内に事業が完了しない（事業が困難となりました）ので、群馬県補助金等に関する規則第9条第2項及び群馬県被災農業者向け復旧支援事業費補助金交付要綱第10に基づき、指示願いたく申請いたします。

添付書類

- 1 予定期間内に完了しない理由書又は遂行が困難となった理由書
- 2 補助事業の遂行状況を記載した書類

別記様式第5号(第11関係)

平成 年度群馬県被災農業者向け復旧支援事業費補助金遂行状況報告書

文書番号  
平成 年 月 日

〇〇農業事務所長 様

市 町 村 長 印

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、群馬県補助金等に関する規則第10条及び群馬県被災農業者向け復旧支援事業費補助金交付要綱第11の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 事業遂行状況（平成 年12月31日現在）

区分	事業計画 A	出来高事業費 B	進捗度 B/A	残高事業費	摘要
	円	円	%	円	

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式1号の記の「2 経費の配分」の区分欄に記載された内容について記載する。

2 添付書類については、根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

別記様式第6号(第12関係)

平成 年度群馬県被災農業者向け復旧支援事業費補助金実績報告書

文書番号  
平成 年 月 日

〇〇農業事務所長 様

市 町 村 長 印

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、群馬県補助金等に関する規則第11条及び群馬県被災農業者向け復旧支援事業費補助金交付要綱第12に基づき、その実績を報告する。

[なお、併せて金 円を精算払によって交付されたく請求する。]

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準じて作成すること。  
2 軽微な変更があった場合においては、変更にかかる部分について、変更前を括弧書で上段に記載すること。  
3 添付書類については、補助金等交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。  
4 該当がない場合は、[ ] の部分を除くこと。



別記様式第7号(第12関係)

平成 年度群馬県被災農業者向け復旧支援事業の仕入れに係る消費税等相当額報告書

文 書 番 号  
平成 年 月 日

〇〇農業事務所長 様

市 町 村 長 印

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金等の交付決定通知のあった事業について、群馬県被災農業者向け復旧支援事業費補助金交付要綱第12第3項の規定に基づき報告します。

記

- 1 群馬県補助金等に関する規則第7条の補助金の額の確定額  
(平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号による額の確定通知額)  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2)  
金 円
- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]  
(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載  
[ ]  
(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。  
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。  
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料  
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)  
・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

## 財 産 管 理 台 帳

市町村(事業主体)名				事業実施年度	平成 年度	補助事業名	群馬県被災農業者向け復旧支援事業							
助成対象者名	工種構造 施設区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	工 期		事業費	経 費 の 配 分			処分制限期間		処分の状況		摘要
				着 工 年月日	竣 工 年月日		県 費	市町村費	その他	耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
						円	円	円	円					
合計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。